

概要版

# 第2次 あま市男女共同参画プラン

いろいろな わたし 私でいい あなたでいい  
みんなが えがお 笑顔で生きるまち



令和4(2022)年3月

 あま市

## ● 計画策定の趣旨



国は、「男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月制定)」で、「男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置づけています。「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

法制度の整備により社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大しましたが、女性の政治経済分野への参画や、男性の家庭への参画は遅れています。その背景には社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、男女共同参画は十分に進展していません。

また、令和2(2020)年から続いている新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大によって配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が浮き彫りになり、女性の雇用、所得への影響も懸念されています。

あま市では、平成24(2012)年に「あま市男女共同参画条例」に基づいて「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画やDV防止、女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進してきました。令和3(2021)年度末で「あま市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、社会情勢に応じたより効果的な施策に取り組むため、「第2次あま市男女共同参画プラン」を策定します。



## ● 計画の期間



本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
あま市男女共同参画プラン (改訂版)					第2次あま市男女共同参画プラン									
				見直し						中間見直し				

## ● 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、「あま市男女共同参画推進条例」第9条に基づく基本計画です。

本計画内において、「女性活躍推進法」第6条に規定する「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。

## ● 計画におけるSDGsの取組

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、貧困・格差・地球環境の危機を克服し、令和12(2030)年までに「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、17のゴールと169のターゲットから構成される国際目標です。

その中で「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」をゴール5に掲げています。

ゴール5では、政治・経済・社会の意思決定の場へ女性が平等に参画する機会の確保と能力開発、女性と女児に対する差別と暴力の撤廃などがターゲットになっています。

また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成は、SDGs全体を通して重要視されています。

本計画においては、SDGsの考え方を意識し、すべての取組はSDGsの達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ジェンダー(gender)

…社会的・文化的につくられる性別のこと。  
生物学的な性別(セックス sex)に対して使われる。

※エンパワーメント(empowerment)

…個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。  
日本語では「権限委譲」や「能力開花」と訳される。

## ● 計画の目標像と基本理念



社会情勢が目まぐるしく変化する中において、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を一層推進していくために、「いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で生きるまち」を本計画の目標像とします。

また、「あま市男女共同参画推進条例」第9条に基づく本市の男女共同参画施策を推進するための基本計画として、同条例第3条に規定する5つの基本理念を本計画の基本理念とします。

### 【目標像】

いろいろな 私でいい あなたでいい  
みんなが笑顔で生きるまち

### 【基本理念】

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画
- (4) 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立
- (5) 国際的視野の下での取組



# ● 計画の体系



## 【目標像】

いろいろな私でいいみんなが笑顔で生きるまち

## 【基本目標】

### 基本目標 1

人権尊重と男女共同参画への意識改革



### 基本目標 2

あらゆる分野での男女共同参画の推進  
(あま市女性活躍推進計画)



### 基本目標 3

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進



### 基本目標 4

あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり  
(あま市DV防止基本計画)



## 【基本方針】

1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

2 子どもにとっての男女共同参画

3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

4 政策決定過程への女性の参画の拡大

5 様々な分野における男女共同参画の拡大

6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

7 誰もが働きやすい職場環境づくり

8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援

9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援

11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

12 暴力の根絶に向けた意識啓発

13 犯罪防止に配慮した環境整備

14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

# ● 具体的取組



## 基本目標 1

### 人権尊重と男女共同参画への意識改革

性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。  
 幼少期から男女共同参画意識や男女平等の精神を育ていけるよう、教育の場をはじめとする子どもの社会環境の整備を進めるとともに、男女の人権を尊重する教育を推進します。

#### 基本方針

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- 2 子どもにとっての男女共同参画
- 3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

#### 数値目標

評価指標	第2次計画策定現状値	令和13(2031)年度目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合	56.4% 令和2(2020)年度	65.0%
学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.7% 令和2(2020)年度	71.0%
地域・職場などにおいて、方針決定の場へ“参画したい”と思う女性の割合	21.4% 令和2(2020)年度	30.0%

## 基本目標 2

### あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

政策・方針決定過程への女性の参入促進、女性の人材育成・エンパワーメント支援といった女性の活躍推進に向けた取組を進めます。  
 また、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。  
 さらに、人権意識に基づいた職場づくりやハラスメント防止のための取組、ポジティブ・アクションを含めた取組を進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

#### 基本方針

- 4 政策決定過程への女性の参画の拡大
- 5 様々な分野における男女共同参画の拡大
- 6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
- 7 誰もが働きやすい職場環境づくり

#### 数値目標

評価指標	第2次計画策定現状値	令和13(2031)年度目標値
審議会、委員会への女性登用率	27.5% 令和3(2021)年度	30.0%
一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合	37.8% 令和2(2020)年度	40.0%
ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数	11社	21社

#### ※ポジティブ・アクション(positive action)

…一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。「積極的格差是正措置」とも言われる。

#### ※ファミリー・フレンドリー企業

…仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。  
 愛知県では「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度」を創設している。

### 基本目標 3

## 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。また、社会的困難を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、切れ目のない支援に取り組みます。

女性が安心して生活できるよう、女性の妊娠・出産期における心身への支援、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図るとともに、性別による特有の心身の健康管理や病気に対する理解の普及・啓発を推進します。

また、平常時から、女性に配慮したまちづくりや、女性の意見を反映させた防災・復興計画づくり等、男女共同参画の視点を持った仕組みを作ります。

#### 基本方針

- 8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援
- 10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援
- 9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

#### 数値目標

評価指標		第2次計画策定現状値	令和13(2031)年度目標値
特定健診受診率		42.8% 令和2(2020)年度	56.0%
マタニティ教室の参加率	母親	15.6% 令和2(2020)年度	25.0%
	父親	9.7% 令和2(2020)年度	12.0%
消防団員に占める女性の割合		0.3% 令和3(2021)年度	3.0%

### 基本目標 4

## あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう、切れ目のない総合的な支援ができる支援体制を整備します。

#### 基本方針

- 12 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実
- 13 犯罪防止に配慮した環境整備

#### 数値目標

評価指標		第2次計画策定現状値	令和13(2031)年度目標値
あま市における1年間あたりの犯罪認知件数		414件 令和2(2020)年度	320件以下
「これまでに、DVを受けたことがある」と答えた人の割合		11.0% 令和2(2020)年度	10.0%以下
DV被害者の相談できなかった理由として「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合		11.1% 令和2(2020)年度	0.0%

# ● 計画の推進



## 1 庁内における計画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って事業実施に取り組むことが重要です。全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性を持って各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

## 2 市(行政)、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業者等の主体的な参画が重要です。市(行政)、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

## 3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめぐりに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。

# 性的トラブルや女性のための相談窓口 ～ひとりで悩んでいませんか～

困りごと・悩みごとなどの相談や情報提供が受けられる窓口を紹介します。電話相談のほか、面接相談を実施している機関もあります。ひとりで悩まずご相談ください。

詳しい相談窓口は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

【分野】	【担当課】	【問合せ】
人権全般についての相談	人権推進課	電話:052-444-0398
女性についての相談	子育て支援課	電話:052-444-3173
	愛知県女性相談センター	電話:052-962-2527



<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002890/1002896.html>

## 第2次あま市男女共同参画プラン 【概要版】

発行 令和4(2022)年3月  
編集 あま市企画財政部人権推進課  
〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1  
TEL 052-444-1001(代表) FAX 052-441-8330  
URL <https://www.city.ama.aichi.jp/>